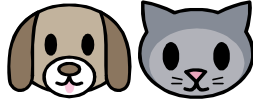


衛生だより



令和4年度第20号（7月）発行
北部家畜保健衛生所
東部・北部家畜防疫獣医師会
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1
Tel：0478-54-1291 Fax：54-5996
夜間・休日緊急（転送されます）
(公社)千葉県畜産協会
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

獣医師法第8条第2項の規定に基づく 「獣医師の業務停止処分」について

農林水産大臣は、獣医師5名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

◆茨城県在住47歳：業務停止6か月

事件概要：女子トイレ個室に小型カメラを設置した。

司法処分：罰金30万円（神奈川県迷惑行為防止条例第3条第3項違反）

◆熊本県在住46歳：業務停止2年

事件概要：フェニルメチルアミノプロパンの塩類若干量を加熱し気化させて吸引し、もって覚醒剤を使用した。

司法処分：懲役1年6月執行猶予3年（覚醒剤取締法第19条違反）

◆山形県在住56歳、和歌山県在住32歳、岩手県在住56歳：業務停止4か月

事件概要：酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で車を運転した。

司法処分：罰金35万円または30万円（道路交通法第65条第1項違反）

➤ 獣医師の皆様には、獣医師法をはじめとする関係法令を遵守いただくとともに、獣医師の社会的信用を失うことのないようお願い致します。

★変更届提出のお願い★

診療施設開設届出事項に変更があった場合は、10日以内に家畜保健衛生所に変更届を提出してください。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。様式ダウンロードもできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/shinryoushisetsu/kaisetsu.html>

届出提出先・お問合せ先

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996
〒287-0004 千葉県香取市岩ヶ崎台12-1